

令和6年度予算編成方針

1 はじめに

国内においては、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類へと移行し基本的感染対策が見直された。国は、四半世紀にわたるデフレ経済からの脱却、急速に進行する少子化とその背景にある若年層の将来不安への対応、雇用形態や年齢、性別等を問わず生涯を通じて自らの働き方を選択でき、格差が固定化されない誰もが暮らしやすい社会の実現、気候変動や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた持続可能な経済社会の構築など、社会変革を求める構造的な課題に直面している。

内閣府が示す月例経済報告によれば、景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めなど、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしている。

このような中、国は「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、当面は、足下の物価高や世界経済の減速等による我が国経済の下振れリスクに万全の対応を図りつつ、持続的な成長と分配の好循環の実現に向けて、国内投資の拡大や賃上げを一体的に進める。このため、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策及びエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和5年度予算の迅速かつ着実な執行に全力を尽くすとしており、さらに、令和6年度予算については、本格的な経済回復・新たな経済成長の軌道に乗せていき、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・子ども政策の抜本的強化等の重要政策課題に必要な予算措置を講ずるとしており、こうした国の動向を注視していく必要がある。

2 本市の財政状況と今後の見通し

本市は、将来にわたって健全な財政運営を維持し安定した行政運営を確保するため「関市健全な財政運営に関する条例」に規定された財政運営のルールに基づき財政の健全化に努めている。

令和4年度一般会計等において、市の財政状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率などの健全化判断比率は、いずれも国が定める早期健全化基準を大きく下回り健全な状態にある。しかし、世界情勢の変化や大規模災害等によっては、再び税収の落ち込みや臨時的な歳出の増加が予想されるため、このような緊急時にも柔軟に対応できるような予算構造としていく必要がある。

令和5年度においては、市税収入は、下半期の景気の回復が見込めず、個人・法人市民税は横ばい又は減少すると見込んでいるが、ふるさと納税は、好調を維持しているものの、今後、返礼品の基準の改正により減少する可能性もある。歳出においては、新型コロナウイルス感染症関連経費は減少しているものの、光熱水費及び市民生活や経済活動を支える燃料費・物価高騰対策費用は増加している。さらに、障がい福祉サービス等の社会保障関連経費は、引き続き増加となっている。

令和6年度においては、市税収入は、人口減少の背景等により大きな増収が見込めないことや土地・家屋の評価替えの影響により減少すると見込んでいる。歳出においては、P C B（ポリ塩化ビフェニル）対策や自治体情報システムの標準化・共通化に対応する経費の増加が見込まれる。

市民が安心して暮らせる「しあわせなまち」を未来へつないでいくため、燃料費・物価高騰対策や大きな課題である人口減少対策、台風や集中豪雨による風水害や大規模地震に対する防災・減災対策に継続して取り組み、さらにアフターコロナにおける地域経済の成長戦略や便利な暮らしを実現するためのデジタル技術やデータの活用を推進していく。

3 基本方針

(1) 関市第5次総合計画の推進

第5次総合計画の基本構想に掲げる将来都市像『「産業」を鍛え、「学び」を伸ばし、「文化」を磨き、未来を切り拓く「協働」のまち』～# Smart SEKIism～の実現を目指すため、第7期実施計画事業について、可能な限り優先的に財源を配分し、着実かつ加速的に推進する。

(2) 重点的・戦略的に推進する施策

第5次総合計画の着実な推進に向けて、次の項目を重点的・戦略的に推進すべき施策として財源を重点的に配分する。

《 重点的・戦略的に推進する施策 》

- 1 若者、女性に選ばれる心ときめくまちへ
- 2 アフターコロナにおける地域経済の成長戦略
- 3 デジタル技術やデータを活用した便利な暮らしの実現

(3) 持続可能な行財政運営

厳しい社会経済状況においても、限られた財源の中で「選択と集中」の予算配分を行い、必要な施策・事業の着実な推進と財政健全化による持続可能な行財政基盤の構築の

両立に向けた財政運営を進めることが必要である。将来においても安定した財政を堅持し、かつ重点的・戦略的に推進すべき施策を具現化するため、第5次総合計画基本構想における「持続可能な行財政運営を行う」を念頭に置いた予算編成を行う。

4 予算要求における留意事項

(1) 基本事項

- ア 予算編成については、枠配分方式により、一般財源を各部等に配分する。
各部等においては、市民ニーズや費用対効果などを勘案し査定的調整を行うとともに、ゼロベースからの見直しや優先度により事業の取捨選択を行うなど、部内調整機能の強化に努めること。また、重点的・戦略的に推進する施策については、全庁的に取り組むこととし、各課において推進する事業を検討すること。
- イ 「関市自治基本条例」の理念を具現化し、実効性を高めるため、施策・事業の実施については、協働という視点で点検し、手法や手段の見直しを行うこと。
- ウ 公共施設整備や管理運営において、指定管理者制度やPPP・PFIなど民間活力の活用により事業の再構築を行い、施策・事業の効率化を進めること。
- エ 新型コロナウイルス感染症は5類へと移行したが、引き続き手洗いや消毒などの基本的な感染対策を行い、事業を実施していくこと。
- オ 法定点検以外の保守点検については、必要性を十分考慮して、予算要求すること。
- カ ゼロカーボン社会の実現のため、市民・事業者・市が一体となった取組を推進すること。
- キ 施設改修・整備については、公共施設等総合管理計画や長寿命化計画に基づき実施し、資産保有の最適化を図ること。また、事業費の計上にあたっては、補助金や市債など財源確保に努めること。

(2) 歳入に関する事項

- ア 国庫支出金や県支出金については、国・県の動向や予算情報を的確に把握し、有効と認められる補助制度については、必ず活用すること。
特に、物価高騰対策やDXの推進及びカーボンニュートラルの取組に関する新たな補助制度などの動向には十分注意を払うこと。
- イ 施設の利用状況や世界の動向による経済情勢、税制改正等を十分見極め、年間収入を見込むこと。
- ウ 使用料については、市民負担の公平性の観点から「使用料等の設定基準」及び「施設使用料の減額及び免除に関する共通基準」に基づき、受益と負担の適正化を図る

こと。

(3) 歳出に関する事項

- ア 歳出の増加が見込まれることから、より効果的な事業に資源（予算・人・時間）を重点的に配分するため、スクラップ・アンド・ビルドを前提とすること。
- イ 限られた財源を必要な事業に重点配分するため、事業の緊急性や必要性、費用対効果を見極めて優先順位付けを行い、事業を採択すること。事業の廃止や休止もより一層検討すること。
- ウ 公共施設の長寿命化などの大規模改修については、公共施設等総合管理計画及び公共施設再配置計画に基づき、十分な検討を行い、真に必要なものに限ること。
- エ 生活インフラ施設については、安全・安心の確保を最優先に予防保全型の維持管理や更新を進めるとともに、単年度にかかる費用をできる限り平準化し、財政負担の軽減を図ること。
- オ 補助金等の適正な運用を図るため、社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえ、実績を評価したうえで、公益性、費用対効果、補助率等について十分に精査・検証し、見直しを行うこと。
- カ きめ細やかに市民生活を応援するため、行政サービスに対する市民ニーズを把握し、施策・事業の予算化に努めること。
- キ 近年、多額の不用額が発生する事業が散見されるが、限られた財源の中で重要政策を実現するため、決算における不用額を十分に分析し、予算要求額の積算根拠の精査を徹底するなど適正な要求に努めること。

(4) 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計については、一般会計に準じた予算編成とし、適正な収入の確保とともに事務事業の合理化や経費節減に努めること。

企業会計については、独立採算を前提に一層の経営の合理化・効率化を推進し、経費節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努めること。

5 説明責任等

市政運営の透明性を高めるため、市民に対する説明責任を果たすこと。また、新規事業や拡大・縮小する事業については、各種統計や客観的なデータを活用した分析を行い、費用対効果等その根拠について、数値を用いて見える化すること。